五二八　国民年金法施行令第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める地を定める件　二八276　一六三
五二九　国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間を定める件　二八276　一六三
五三〇　国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める件　二八276　一六三
五三一　国民年金法施行令第十条第二項の規定に基づき保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件　二八276　一六三
五三二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額を定める件　二八276　一六四
五三三　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示　二八276　一六七
五三四　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示を廃止する件　二八276　一六七
五三五　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の厚生労働大臣が指定する事業を指定する件の一部を改正する件　二八276　一六七
五三六　雇用保険法施行令第三条第四号に規定する厚生労働大臣が定める訓練又は講習を定める件　二八276　一六七
五三七　厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法を定める件の一部を改正する件　二八276　一六八
五三八　厚生労働大臣が指定する地方運輸局の支局等を定める件　二八276　一六六
五三九　雇用保険法の規定に基づき厚生労働大臣が定めるみなし賃金日額の算定の方法を定める件の一部を改正する件　二八276　一六六

二

○厚生労働省、経済産業省、環境省

新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準　二八277　一七四

○社会保険庁

二四　健康保険の事務の一部を行わせる地域として指定した件の一部を改正する件　一〇　四
二五　日本年金機構法の施行に伴う社会保険庁関係告示の廃止に関する件　二八　七

○農林水産省

一一六五八　保安林の指定をする件　一　四
一一六五九　保安林の指定を解除する件　一　四
一一六六〇　保安林の指定をする件　三　二
一一六六三　保安林の指定を解除する件　三　四
一一六七四　保安林の指定をする件　三254　一
一一六七五　保安林の指定を解除する件　四　五
一一六九〇　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　四　五
一一六九四　保安林の指定をする件　四　三
一一六九五　保安林の指定を解除する件　四　三
一一七一三　保安林の指定をする件　四　五
一一七一六　保安林の指定を解除する件　四　五
一一七一七　保安施設地区の指定をする件　四　五
一一七一八　型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件　七　三
一一七一九　保安林の指定をする件　七　四
一一七二六　保安林の指定を解除する件　八　四
一一七二七　〃　八　四
一一七三九　〃　八　四
一一七四〇　保安林の指定を解除する件　八　七
一一七四一　肥料を登録した件　八257　七
一一七四二　肥料の登録の有効期間を更新した件　八257　八
一一七四三　肥料の名称及び生産業者又は輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件　八257　一四
一一七四四　肥料の登録を失効した件　八257　一四
一一七四五　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第二条第一項第三号の農林水産大臣が定める事項等を定める件の一部を改正する件　八257　一四
一一七四六　保安林の指定をする件　八257　一四
一一七四七　〃　九　六
一一七五四　〃　一〇　五
一一七五五　家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件　一一260　六三
一一七五六　独立行政法人農業者年金基金法施行規則第三十二条の農林水産大臣が指定する地域等を指定する件の一部を改正する件　一一260　六三
一一七五七　租税特別措置法施行令第四十二条の五第一項の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　一一260　六三
一一七五八　小型捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件　一一261　五
一一七五九　保安林の指定をする件　一四　三
一一七六四　保安林の指定を解除する件　一四　三
一一七六五　保安林の指定施業要件を変更する件　一四　四
一一七六六　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　一四　四
一一七六七　農業経営基盤強化促進法施行令附則第二項及び第四項の農林水産大臣が定める基準等を定める件の一部を改正する　一四262　一
一一七六八　保安林の指定をする件　一五　三
一一七六九　〃　一五　三
一一七七六　保安林の指定をする件　一五　三
一一七七七　〃　一六265　一五
一一七九二　地すべり防止区域を指定する件を改正する件　一七　六
一一七九三　保安林の指定をする件　一七　六
一一七九四　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件　一七266　一
一一七九五　特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件　一七266　三
一一七九六　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一八　五